

○岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金交付要綱

平成17年3月31日

告示第46号

改正 平成18年3月31日告示第90号

平成18年6月21日告示第106号

平成19年3月26日告示第29号

平成20年3月3日告示第11号

平成21年3月30日告示第40号

(題名改称)

平成22年3月31日告示第46号

平成23年3月31日告示第68号

平成24年3月30日告示第43号

平成25年3月29日告示第49号

平成26年3月31日告示第33号

平成31年3月31日告示第44号

令和3年4月1日告示第88号

令和5年3月30日告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業の新技術開発又は新製品等の創出を支援し、新たなものづくりにチャレンジするため、中小企業者又はその企業グループ（以下「中小企業者等」という。）が単独又は産学官の連携により行う技術の研究開発又は新製品の開発を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平成19告示29・平成21告示40・平成24告示43・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準であ

る日本標準産業分類に定める大分類「製造業」又は大分類「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を主たる事業として営むもので、市内に主たる工場又は研究所等の施設を有する中小企業者をいう。

- (2) 企業グループ 市内に主たる事務局を有し、4社以上の中小企業者で構成され、かつ、市内中小企業者が半数以上を占めるグループをいう。
- (3) 産学官 大学、高等専門学校又は公設試験研究機関をいう。
- (4) 新エネルギー発電等 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定される再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス）による発電やエネルギー利用等に関する技術、又は再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に貢献する技術等（クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等）をいう。
- (5) グリーン成長事業 国が令和3年6月18日に策定した2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（以下「グリーン成長戦略」という。）に従って行う事業をいう。

（平成19告示29・平成20告示11・平成21告示40・平成22告示46・平成25告示49・令和5告示26・一部改正）

（補助対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の交付の対象となる研究開発等は、次に掲げるものとする。

- (1) 機械、器具若しくは装置の省力化若しくは高性能化又は自動化のための技術
- (2) 新材料の開発利用技術
- (3) 新製品の開発技術
- (4) 生産、加工又は処理のための技術
- (5) 新システム又は新工法の開発技術
- (6) 新エネルギー発電等に係る既存技術の改良・改善・機能付加等に関する技術

2 補助金の申請枠並びに前項に規定する研究開発等に係る調査を行うために要する経費（中小企業者が負担するものに限る。）で、補助金の交付の対象となる経費、補助金の補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

申請枠	補助率及び限度額	対象経費
-----	----------	------

一般枠	2分の1以内。ただし、1企業又は1グループ150万円を限度とし、グリーン成長事業を行う場合は200万円を限度とする。	(1) 原材料又は副資材の購入に要する経費 (2) 構築物（風洞、水槽、防壁等をいう。）の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (3) 機械装置若しくは工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
開発試作枠（ただし、従業員数が10名未満の企業に限る。）	2分の1以内。ただし、1企業又は1グループ30万円を限度とし、グリーン成長事業を行う場合は50万円を限度とする。	(4) 工業所有権の導入に要する経費 (5) 設計委託、ソフトウェア開発委託、研究委託又は外注加工に要する経費 (6) 市場調査に要する経費 (7) 技術指導の受入れに要する経費 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

3 前項の表に規定する一般枠について、申請しようとする年度の前年度に当該一般枠に係る補助金の交付決定を受けた中小企業者等は、当該年度の補助金の対象者となることできない。

（平成18告示90・平成19告示29・平成21告示40・平成23告示68・平成24告示43・平成25告示49・平成26告示33・平成31告示44・一部改正）

（認定申請手続）

第4条 市内の中小企業者等が岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業を実施しようとするときは、7月31日までに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業事業計画認定申請書（様式第1号）
- (2) 産学官の連携による共同研究等に係る契約を締結している場合にあつては、その委託契約書等
- (3) 法人にあつては定款及び最近の決算書（法人以外にあつてはこれらに相当する書類）
- (4) 市税の納税証明書

2 前項の規定にかかわらず、開発試作枠の認定申請を行うものにあつては、随時申請を

行うことができる。

(平成23告示68・全改、平成24告示43・一部改正)

(認定基準)

第5条 認定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該技術又は製品が、独創的なものであること。
- (2) 当該技術又は製品が第3条第1項に該当するものであること。
- (3) 技術や製品が安全で、かつ、公害の発生するおそれがないものであること。
- (4) 研究開発に当たっては、当該研究開発の成果が十分見込めるものであること。
- (5) 研究開発に必要な技術的能力、経営能力を有するものであること。

(平成23告示68・全改)

(認定手続)

第6条 市長は、事業計画認定申請書又は調査事業計画認定申請書の提出を受けたときはその内容を審査し、必要に応じ学識経験者又は技術アドバイザーとともに現地調査を行い、その行おうとする事業が前条に規定する認定基準に該当し、新たなものづくりチャレンジに対して適切なものであると認められたときは、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業認定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 市内の中小企業者等が産学官の連携により第3条に規定する研究課題を実施するに当たり、その相手方と共同研究等に係る委託契約を締結している場合は、審査又は現地調査の一部若しくは全部を省略することができる。

(平成19告示29・平成21告示40・平成24告示43・一部改正)

(補助金交付の申請)

第7条 第6条に規定する認定通知書の交付を受けたものが補助金の交付を受けようとするときは、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(平成19告示29・平成21告示40・一部改正)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は申請書の提出を受けたときは、内容を審査し適当と認めたときは、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金交付決定書(様式第4号)により通知するとともに、補助事業及び企業名の公表を行うものとする。

(平成19告示29・平成21告示40・平成23告示68・一部改正)

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に市長に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第10条 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告して、その承認を得るものとする。

2 前項の規定による報告又は承認は、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第5号)を提出して行うものとする。

(平成19告示29・平成21告示40・一部改正)

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、岡谷市新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。

(平成19告示29・平成21告示40・一部改正)

(研究開発の成果の発表)

第12条 市長は、補助事業が完了したものに対して、その研究成果等の発表を指示することができる。

(事後指導)

第13条 市長は、認定した事業の円滑な推進を図るため、事業計画が完了するまでの間、認定中小企業者に対し指導、助言を行うことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 産学共同技術開発助成事業補助金交付取扱要綱(平成元年岡谷市告示第34号)
- (2) 新技術・新製品開発助成事業補助金交付取扱要綱(平成元年岡谷市告示第35号)
- (3) 中小企業融合化促進助成事業補助金交付取扱要綱(平成7年岡谷市告示第16号)
- (4) 岡谷市商工業知識集約化グループ助成要綱(昭和54年岡谷市告示第19号)

附 則（平成18年告示第90号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第106号）

この告示は、平成18年6月22日から施行する。

附 則（平成19年告示第29号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第11号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第40号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第46号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第68号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第43号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第49号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第33号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第44号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第88号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に使用されている様式は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和5年告示第26号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（平成31告示44・全改、令和3告示88・令和5告示26・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平成23告示68・全改）

様式第3号（第7条関係）

（平成23告示68・全改、令和3告示88・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（平成23告示68・全改）

様式第5号（第10条関係）

（平成23告示68・全改、令和3告示88・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（平成23告示68・全改、令和3告示88・一部改正）